

下市町マスコットキャラクター「ごんたくん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下市町のマスコットキャラクター「ごんたくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、公益的活動の推進や定住化、観光及び地域振興を図ることを目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申し込み)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、ごんたくん着ぐるみ貸出申込書を下市町（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならぬ。申し込みは使用日の3ヶ月前から、先着順に受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合において、申請者に対し使用承諾（又は不承諾）の連絡を行なうものとする。

(使用の承諾)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 集客数が概ね30人を超える行事であり、かつ着ぐるみの使用により下市町もしくはマスコットキャラクターの普及ができる場合。
 - (2) 報道機関等を通じてマスコットキャラクターを普及できると判断できる場合。
- 2 ただし、次にあてはまる場合は、使用を承諾しない、または承諾を取り消すことができる。
- (1) 下市町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
 - (5) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大6日間とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「下市町マスコットキャラクター「ごんたくん」着ぐるみマニュアル」を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。提出された写真等については下市町ホームページ（ソーシャルメディア含む）等で掲載す

る場合があることに同意すること。

(8) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、直ちにその使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行なわない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、管理者の指示による補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 補修が困難な状態まで損傷している場合は、管理者は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 7月10日から施行する。